

参考 5

新事務所選定委員会

○選定基準

○候補地調査票 等



老朽化した水路を整備して防災上も安全・安心に

(ため池等整備事業[用排水施設] 綴子地区)

A 事務所候補地選定基準

1 事務所選定の方法

事務所の選定の基本方針として、幅広い視点から取りまとめた候補地の中から、客観的かつ公平な判断に基づいて選定する。

選定基準には、事務所が備えなければならない必要な条件と、比較検討に有効な条件とがある。このため、選定手順を２段階として、第一次審査では必要な条件が備えられているかどうかを、第二次審査では各候補地の優位性を点数化して比較検討し、選定結果を報告書としてまとめる。

2 事務所に求められる機能

- | | | |
|-----|-----|---|
| (1) | 位 置 | 現 4 土地改良区事務所を結ぶ四辺形の内側が望ましい。 |
| (2) | 職員数 | 1 2 名（平成 2 6 年度現在、臨時職員を含む。）が執務すること。 |
| (3) | 総 代 | 総代会を事務所内で開催することは、必ずしも求めない。 |
| ① | 定 数 | 6 0 名 |
| ② | 総代会 | 年間 1 ～ 2 回程度 |
| (4) | 役 員 | 理事会及び監事会を事務所内で開催すること。 |
| ① | 定 数 | 理事 2 5 名、監事 4 名（1 期目） |
| ② | 理事会 | 年間 6 ～ 1 0 回程度 |
| ③ | 監事会 | 年間 2 回程度 |
| (5) | 保管庫 | 8 0 空 m ³ （現 4 土地改良区の現在の保管スペース容積の計）が確保されていること。 |

3 第一次審査

候補地の妥当性を判断するために、次の 3 点が満たされているかどうかを調査し、全ての項目を満たしている候補地を第二次審査の対象とする。

ただし、4 土地改良区の現事務所は、仮に第二次審査の対象としない場合でも選定結果の点数との比較を可能とするために点数付けする。

- ◎ 安全性（耐震基準等）が確保されている。
- ◎ 法律や制度上問題ない。
- ◎ 他の利活用案がない。

4 現地調査

第二次審査の対象とする候補地を現地で調査する。調査にあたっては、建物のみならず、駐車場や公共交通機関等の周辺環境も併せて確認する。

5 第二次審査

各候補地の優位性を比較するために、次の配点表に基づいて数値評価する。比較の前提条件として、2 に掲げる諸元を満足させるための改築を行うものと

する。ただし、改築をもってしても確保することが困難な項目は、経済性以外の項目評価においてその点を加味する。

各委員の評価結果は棄却せずに合計し、最も点数の高い候補地を選定結果として報告書にまとめ、推進協議会に対して答申する。

B 第二次審査配点表

分類	項目	No.	評価基準		点数
妥当性 (500 点)	経済的に有利	1	移転経費（事務所規模確保のための改築費用） (1－移転経費÷5, 000万円)×200点とし、最低点を0点とする。		200
		2	賃料 (1－賃料月額÷34万円)×100点とし、最低点を0点とする。		100
		3	ランニングコスト ・照明や冷暖房施設の分散操作により費用を節約できる。 ・職員への除雪の負担が小さい。 ・断熱効果が確保され、日照や風通しが良く、執務環境に優れている。		30
	維持管理が容易	4	・設備機器の運転操作に専門技術を要しない。 ・外装材は耐候性に富み、汚れにくい。 ・将来的な間仕切りの変更に耐えられるよう、無柱空間が確保されている。		70
	防災性に優れている	5	・建物の耐火性能が確保されている。 ・自然災害（洪水、大風、落雷）等の可能性が低い、又は耐性が確保されている。 ・災害発生時の避難が容易である。		30
	今後、長期間の使用に耐えられる	6	・今後も長期にわたって使用可能である。 ・将来の新築や改築において土地改良区の裁量が大きい。		70
有効性 (200 点)	事務所規模が確保されている	7	職員 1 人あたり執務スペース	7. 5m ² 以上	60
				5. 0m ² 以上7. 5m ² 未満	30
				5. 0m ² 未満	0
		8	会議スペース	理事会が開催可能(30 名以上)	50

				15名程度の会議は可能	25
				会議スペースなし	0
		9	保管スペース	120m ³ 以上	50
				80m ³ 以上120m ³ 未満	25
				80空m ³ 未満	0
	駐車が容易	10	駐車スペース	40台以上	40
				10台以上40台未満	20
				10台未満	0
効率性 (200点)	組合員の自宅 から近い	11	関係地域から の平均距離	10km 未満	80
				10km 以上15km 未満	40
				15km 以上	0
	公共交通機関 が近い	12	駅又はバス停 からの距離	250m 未満	10
				250m 以上500m 未満	5
				500m 以上	0
	何かのついで に立ち寄りや すい	13	・金融機関、病院、市役所(本所・支所)、スー パー、その他公共施設の近隣に位置する。		10
	土地改良区の 管理施設に近 い	14	鷹巣三堰揚水機との 時間距離	30分未満	80
				30分以上1時間未満	40
				1時間以上	0
	関係機関に近 い	15	JA、秋田銀行、北都 銀行、北秋田市森吉 庁舎、土地連北支所、 地域振興局との累計 距離	現4事務所からの平均 累計距離より短縮され る。	20
				現4事務所からの平均 累計距離より伸びる。	0
インパクト、福祉 性 (100点)	経済効果、 快適性、 バリアフリー化	16	・周辺商店等のにぎわい創出が見込まれる。 ・内陸線の活用促進につながる。 ・交通渋滞や駐車場混雑につながらない。 ・トイレ、分煙施設等が適切に整備されている。 ・事務所内及び周辺がバリアフリーであり、高 齢者が気軽に来所できる。 ・現在はバリアフリー化されていないが、将来整 備の条件が整っている。		100
総合評価 (200点)	総合的な観点 からの評価	17	・各委員の専門分野における見地から基準を 設定する。		200
	計 17項目		合計点数		1,200

参考 6

先進土地改良区での研修



平成 19 年阿仁川豪雨災害で被災した本城頭首工を完全復旧
(農業用施設災害復旧事業 御嶽地区)

A 青森県西津軽土地改良区

別紙のとおり。

B 宮城県美里東部土地改良区

- 1 用 務 北秋田市土地改良区統合整備推進協議会先進地研修
- 2 年月日 平成27年3月10・11日（火・水）
- 3 場 所 宮城県遠田郡美里町 美里東部土地改良区
- 4 参 集 綴子5（理事長キャンセル）、鷹巣3、森吉6、合川5（土濃塚理事キャンセル）、市農林課久留嶋主査、県土連北事務所長、農村整備課石井
- 5 開催主旨 合併の予備調印を控え、宮城県の先行合併土地改良区の懸案処理（経常賦課金のバランス、新事務所、未収金処理等）について研修を実施
- 6 復命内容
詳細は、別添の受領資料による。

(1) 3月10日（火） 午後2時～2時30分

宮城県遠田郡美里町（有）ハニーローズなんごうを訪問。代表からバラ栽培に関する説明を受けた。

- 県営ほ場整備事業上区東部地区（H10～19）を契機に設立された有限会社。
- H12年から2haの温室で、ロックウールの培土でバラ（H18、2町が合併した際の町花）の水耕栽培を開始。
- 年150万本出荷、仙台・八戸・太田・世田谷に出している。
- 低木で1つの茎に小さい多数の花がつく種と、大輪で1つの茎に1つの花がつく種がある。
- 従業員は、冬が5～6人、夏が20人くらい。
- 現在、他の法人を含めて4つの栽培団地がある。

(2) 美里東部土地改良区事務所

理事長、総務課長・参事、工務課長の4名から、平成22年の合併に至る経緯を伺った後、事前に送付していた質問状について質疑応答を行った。

① 美里東部 阿部理事長あいさつ

- 直前になって様々な動きが出てくるので、油断は禁物。当初の4改良区の枠組が、1つ脱退して3つになった。

② 美里東部 総務課参事による土地改良区の概要説明

- 合併前の3土地改良区の内訳
 - ・ 鹿島台改良区：608ha（573人）、国営・県営・団体営で湛水防除（排水ポンプ設置）をやってきた
 - ・ 小牛田改良区：1,180ha（938人）、国営かんがい排水事業

と県営ほ場整備事業

- ・ 南郷改良区：2,972ha（1,550人）、県営かんがい排水、国営かんがい鳴瀬川地区（合併の元になった事業）
- S58～H18年までに8つの県営ほ場整備、今は3つ実施中、30a以上区画の整備率95%
- 海拔0mの低平地で、地形勾配が1/2,000～1/1,000と非常に緩やか。農地の排水が取れないため、排水ポンプで湛水を防除している。
- 合併に至る経緯
 - ・ 平成10年代 鳴瀬川水系の8改良区の合併協議を行ったが、時期尚早として中断。
 - ・ H19年に4改良区で検討会議を設置（任意組織であり、県・町の補助を受けなくて発足）。
 - ・ H22.2、予備調印（陪席は町長と県振興事務所長）。
 - ・ 3土地改良区ごとの合併総代会後、H22.6.30認可申請、H22.9.1認可・設立。
 - ・ 国営事業の完了が22年度だったので、これが合併の大きな契機となった。
- [石井推測] 合併して規模を大きくし、国営施設の管理を受託できれば、改良区の人件費や施設管理費への国助成が潤沢に入ってくる。
- 組合員は、合併当初の3,034人から2,811人に減（ほ場整備事業による大規模化で離農が増えたため）。
- 総代は45人だが40人、将来的には30人に減らしたい。理事は14人、12人に減らしたい。監事は3人。
- 震災後4年が経過。震災で樋管2億とポンプ場2億が津波で被災。合併していたので迅速に復旧できた。翌年の4/26の揚水開始に間に合った。

③ 美里東部 総務課長から合併経緯の説明

- ・ H20.2 合併検討委員会を設立（3土地改良区から各3名の役員が参画）。
- ・ H20.10 県の補助事業を申請
- ・ H20.11 推進協議会を設立。下部組織として理事長会と役員会。
- ・ H21.9～10 全組合員への説明（別添資料の中にあり）。
- ・ H22.2 予備調印
- ・ H22.3 設立委員会の設立（設立委員は15名）。

H22.8月までに理事長会を4回、委員会5回を開催

4 質疑応答

- 新事務所の位置について

- ・ 遠くなってしんどいという声が出た。様々な会議については、新事務所ではなく、合併前の各地域でやるようにした（換地委員会等）。
- ・ 鹿島台と小牛田の旧事務所は、不動産を評価（各 1,000 万円未満、2,000 万円）の上で売却（手間取った）。売ったお金の中から、各々 300 万円と 600 万円を出してもらい、合併前の旧地域ごとの財政調整基金に繰り入れて、合併に参加することにした。
- ・ 新事務所となった旧南郷土地改良区の評価額は 8,500 万円だったが、他の 2 つとのバランスが取れないため、その約 1 / 3 の 2,500 万円の評価に切り下げることにした。
- ・ その 2,500 万円の資産を、合併する 3 つの土地改良区が南郷土地改良区から買う形にした。
- ・ 各々の負担額は、南郷は 1,560 万円、鹿島台は 320 万円、小牛田は 620 万円。
- ・ 元々は南郷の不動産なので、お金のやり取りは相殺し、鹿島台の 300 万円と小牛田の 600 万円の計 900 万円を、南郷土地改良区に支払って精算。
- ・ 将来的に不動産を処分する場合は、鹿島台地区 300 : 小牛田地区 600 : 南郷 1,500 = 1 : 2 : 5 の比率で分配する。
- ・ 支所は置かない方がいい。
- ・ 結局、合併したら大きな苦情は出なかった。

○ 未収金について

- ・ 合併前は、元金で 0 ～ 800 万円と差があった。なるべく減らすように話し合ったが、実際は難しかった。未収金をみんながゼロにするのは無理だと思う。
- ・ 合併当初に 1,340 万円あったが、4 年間で順調に減らしてきていたが、今年度の米価下落と転作奨励金の半減で、再び滞納が増加してしまった。
- ・ 賦課金を徴収する専門職員（総務課参事）を配置し、“寝ないで歩け！がんばれば給料上げる”とハッパをかけている。
- ・ 元々、鹿島台の未納は 0 だった。納税組合に徴収を依頼し 15 % の手数料を支払っていた。そんな手数料を払うくらいなら、みんなで回収に回れ、というスタンス。
- ・ 今は、3 名を強制執行にかけている。“土地改良区はなんもできねべ”という声があったので、毅然とした態度を示す必要があった。その結果、“田に差し押さえの札を立てないでくれ”という話になり、未納が減ってきた。庭先の米を差し押さえることもやっている。
- ・ 実際は、町税務課と十分協議の上、この人は手続きに入るしかないとの合意の下、一気に支払うことは無理なので、払えるようなシミュレーションを作って対応している。
- ・ 滞納処分は、滞納が発生して 1 年間のうちに、次の滞納が生じる前に

手続きに入るようにしている。待っていても金額が膨らむだけで、滞納者にとっても土地改良区にとっても良くない。

- ・ 収納率は、昨年が 99.27%。今年は 97.79%。
- ・ 公平性を確保するため、あくまで 100%の回収を目指す。そうでないと、収納率はどんどん下がっていく。
- ・ 延滞利息は 14.6%。破産すれすれの人もいるので、場合によっては利息を免除し、元金だけは確実に徴収するようにしている。
- ・ 一番古い人は、平成 18 年からの未納。
- ・ 強制執行をやらないと、公平性や断固とした意志表示が示せないのが良くない。

○ 職員体制について

- ・ 合併前は、3 改良区で正職員が 19、臨時が 6～9 人。
 - ・ 臨時は、合併時に全員解雇。
 - ・ 合併後に、50 代の 3 人の正職員を解雇。
 - ・ 今は 16 人体制だが、3 人は被災地支援等に出向中。実質は 13 人体制。
 - ・ 3 改良区の給料体系がバラバラだったので、低いところを徐々に上げてきた。
(高い人は年 1～2 号級、低い人で 4～6 号級のアップ率)
 - ・ 給料が安いと安いなりの仕事しかしないので、給料体系の整理は重要。
- ※ 豪腕の理事長さんのようなので、職員には仕事の結果をかなり要求している模様。その分、待遇面でもかなりの配慮をしているように見受けられた。

○ 職員の退職金について

- ・ 合併前の土地改良区でバラバラの積立率（南郷 60%、その他 70～80%と 90%）だった。
- ・ 一番低い 60%に統一し、合併後はその比率で持ち込んでスタート。
- ・ 60%を超える分の金額は、合併土地改良区で持ち込んだ財政調整基金等に繰り入れた。

○ 理事長の報酬は、月 35 万円！

(北秋田市の新土地改良区では、月 6 万円)

○ 多面的機能支払交付金の事務受託

- ・ 改良区全域で実施しているが、農地維持向上のみの取組で町負担がないため、10a 当たり 1,500 円の単価。
- ・ 受託は、交付金総額の 4%。
- ・ この取組により、改良区施設の維持管理がかからなくなるので、維持

管理の賦課金を10a当たり500円程度下げた地域もある。

- ・ 10a当たり500円の維持管理賦課については、県営ほ場整備事業の実施中も集めている。この期間は、県営事業で道水路の維持管理ができるので、賦課金を貯めているので、還元するという意味もあり、多面的機能の取組と合わせて、賦課金を下げている。

○ 行政等からの助成

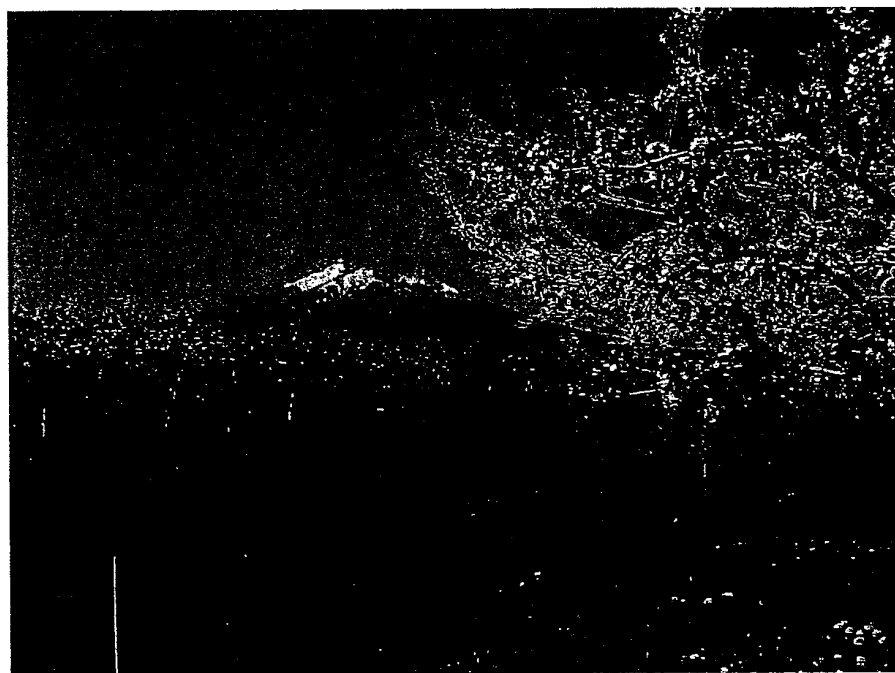
県は、維持管理計画作成に400万円、PC等システム導入に300万円。

○ その他

予備調印1週間くらい前になると、様々なところから「チャチャ」が入る。“まだ、時期尚早でないか”、など。

1つは抜けたが、もう一つ抜けたいと言い出した。行政と土連が入って説得し、事なきを得た。油断しないで進めてもらいたい。

水士里ネット西津軽



西津軽土地改良区

理事長 増田 教正

〒038-3137

青森県つがる市木造若宮1番地

TEL 0173-42-3166

FAX 0173-42-3159

西津軽土地改良区管内図



西津軽土地改良区の概要

◇位 置

本州の最北端、津軽半島の岩木川の中下流部左岸に位置しており、この地域は北緯40°にあり、年平均気温10℃、年降水量1,300mmで冬期間は寒冷で積雪もあり四季の変化がはっきりしている。本地域の範囲は東西1～10 km、南北に25 kmの長方形のヒョウタン型に似ている水田地帯である。標高は上流部で11.7m、最下流部で0.3m、平均勾配1/4,000～5,000程度の低湿平坦地域である。

◇沿 革

地域の主要な水源である土淵堰用水路は、西暦1,644年津軽藩主三代信義時代に創設されたもので、当初は長瀬堰と称されていたが、今から約370年程前に長瀬堰根帳が制定された頃から土淵堰と称されるようになった。

受益地は、つがる市他1市1町の水田地域で、かんがい用水路は土淵堰普通水利組合が管理していたが、土地改良法制定に伴い、昭和27年(1952)に土淵堰土地改良区に改組された。

また、悪水路は関係水田の捨水及び悪水を排除する排水路の総括的名称であって、土淵堰の区域及び新堰、その他多数の申合わせ組合を含んでおり、西津軽新田地方の大部分の排水を受け持ち受益面積10,300haの悪水路普通水利組合が管理し、昭和27年(1952)に悪水路土地改良区に改組された。その後懸案であった両土地改良区の合併について協議が成立し、昭和42年(1967)1月31日に西津軽土地改良区が誕生した。更に、その後排水受益地内に存在していた西俣堰土地改良区など12土地改良区を吸収合併し現在に至っている。

この地域の用水源は、弘前市大字如来瀬字玉川(旧中津軽郡岩木町)地内に、昭和36年(1961)に設置され、平成23年度に国営岩木川左岸農業水利事業で全面改修された岩木川統合頭首工より取水し、導水幹線・左岸幹線水路を流下し、土淵堰となる水路を主たる水源とし、廻堰大溜池の嵩上工事による増量分を合わせて用水としている。この用水は集中管理センターでテレメーター、テレコン操作により管内に配分され、農業用水利施設の経済的、合理的な管理体制を確立して用水の有効利用と災害防止を図っている。

さらに、地域の南西部の屏風山麓には大小数十余の沼が散在しており、いずれもかんがい用水として利用されている。

一方、西津軽地区は低平地でしかも勾配の緩やかな軟弱地盤が多く、計画高水位標高3mラインの下流は自然排水が出来ないため、洪水時には度々湛水被害に悩まされていた。

このため、その区域を総て機械排水区域とし、11ヶ所の基幹排水路にはそれぞれ国県営かんがい排水事業で造成したポンプ場が設置され、一級河川山田川及び岩木川へ強制排除して湛水被害の防止と農地の汎用耕地化を図っている。

◇設立年月日 昭和 27 年 7 月 31 日(西津軽土地改良区 昭和 42 年 1 月 31 日)

◇受益面積 10,179.8ha(つがる市 五所川原市 北津軽郡鶴田町)

◇組合員数 5,725 人

◇役員等 理事 11 人 監事 3 人
総代 70 人 職員 29 人

◇賦課金 6 頁に記載

◇主なる事業(○は現在実施しているもの)

国営西津軽第1期農業水利事業(S19～S43)

国営西津軽第2期農業水利事業(S42～S55)

附帯県営 西津軽かんがい排水事業(S44～S63)

○国営岩木川左岸農業水利事業(H8～)

○附帯県営 岩木川左岸地区かんがい排水事業(H8～)

国営十三湖干拓建設事業(S23～S42)

国営津軽北部農業水利事業(S57～H9)

附帯県営 津軽北部地区かんがい排水事業(S59～H10)

国営十三湖国営造成施設整備事業(H9～H10)

県営西津軽地区基幹水利施設補修事業(H元～H9)

県営第2西津軽地区基幹水利施設補修事業(H8～H14)

県営第3西津軽地区ストックマネジメント事業(H15～H22)

県営西津軽地区大規模ほ場整備事業(S44～H6)

車力地区民生安定施設整備事業(S56～H6)

県営田光地区土地改良総合整備事業(H4～H8)

県営十三湖地区緊急農地集積ほ場整備事業(担い手育成型)(H9～H15)

○県営基幹水利施設管理事業(H10～)(H18～) 排水機場⇒県管理

下車力排水機場 砂山排水機場 稲垣場排水機場 生田場排水機場 平野場排水機場

○国営造成施設管理体制整備促進事業

・操作体制整備型(H8～H9)(H24～) ○管理体制整備型(H12～)

○土地改良施設維持管理適正化事業(S52～)

○県営農業体質強化基盤整備事業(H23～)

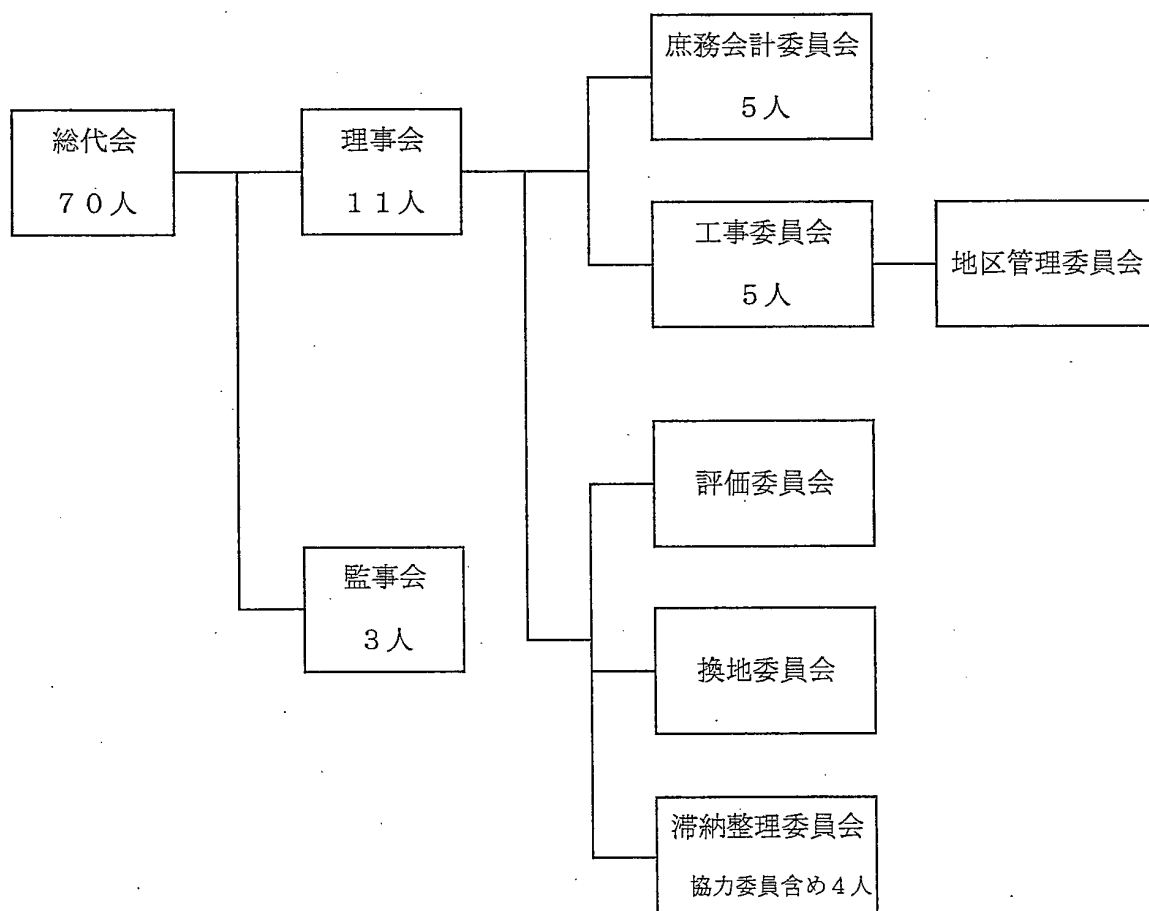
○県営基幹水利施設ストックマネジメント事業(H24～)

維持管理面積及び組織機構

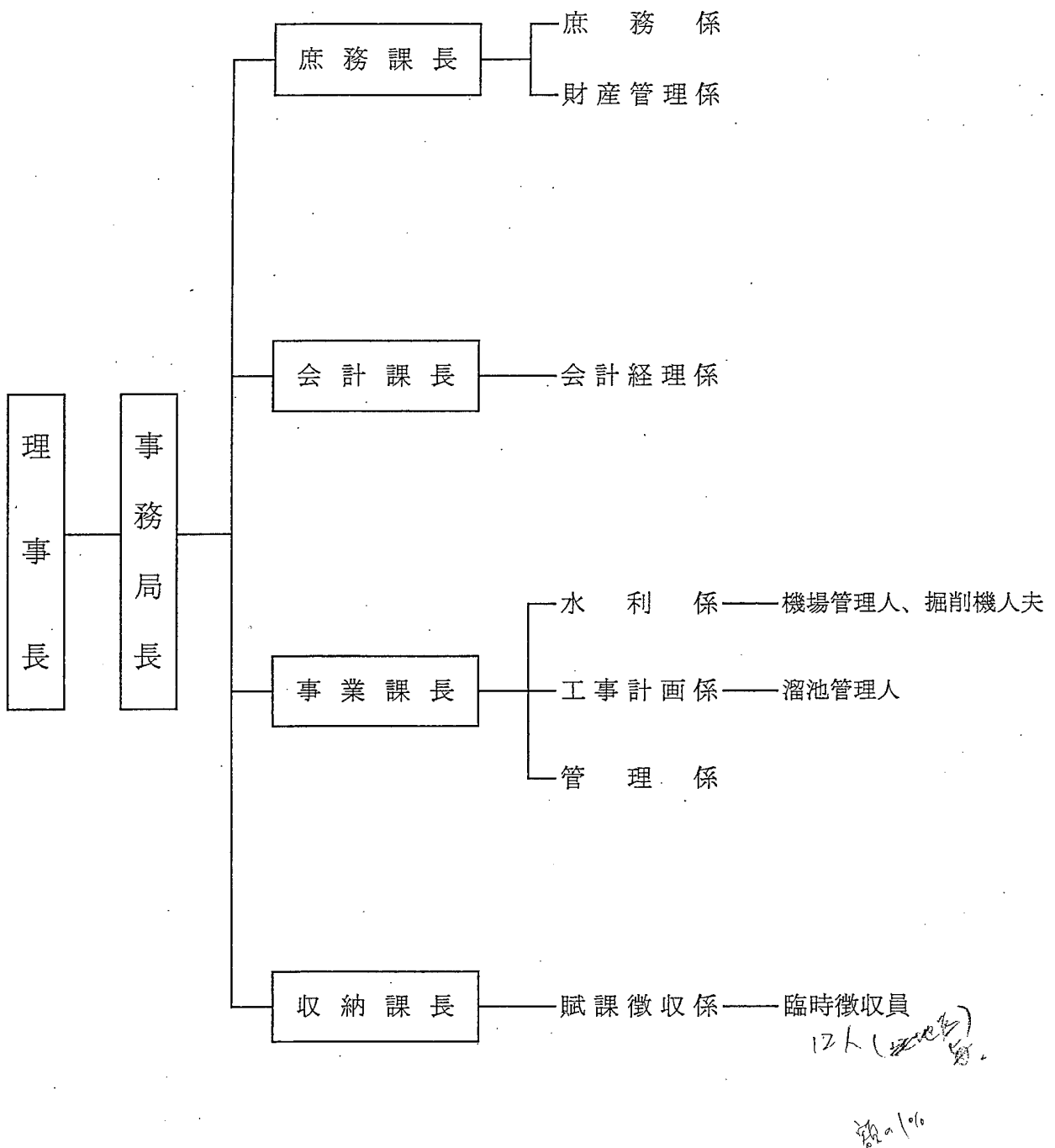
(1) 維持管理面積

町 村 別	面積 (ha)
五所川原市	117.0
つがる市	9,801.7
鶴田町	261.1
合 計	10,179.8

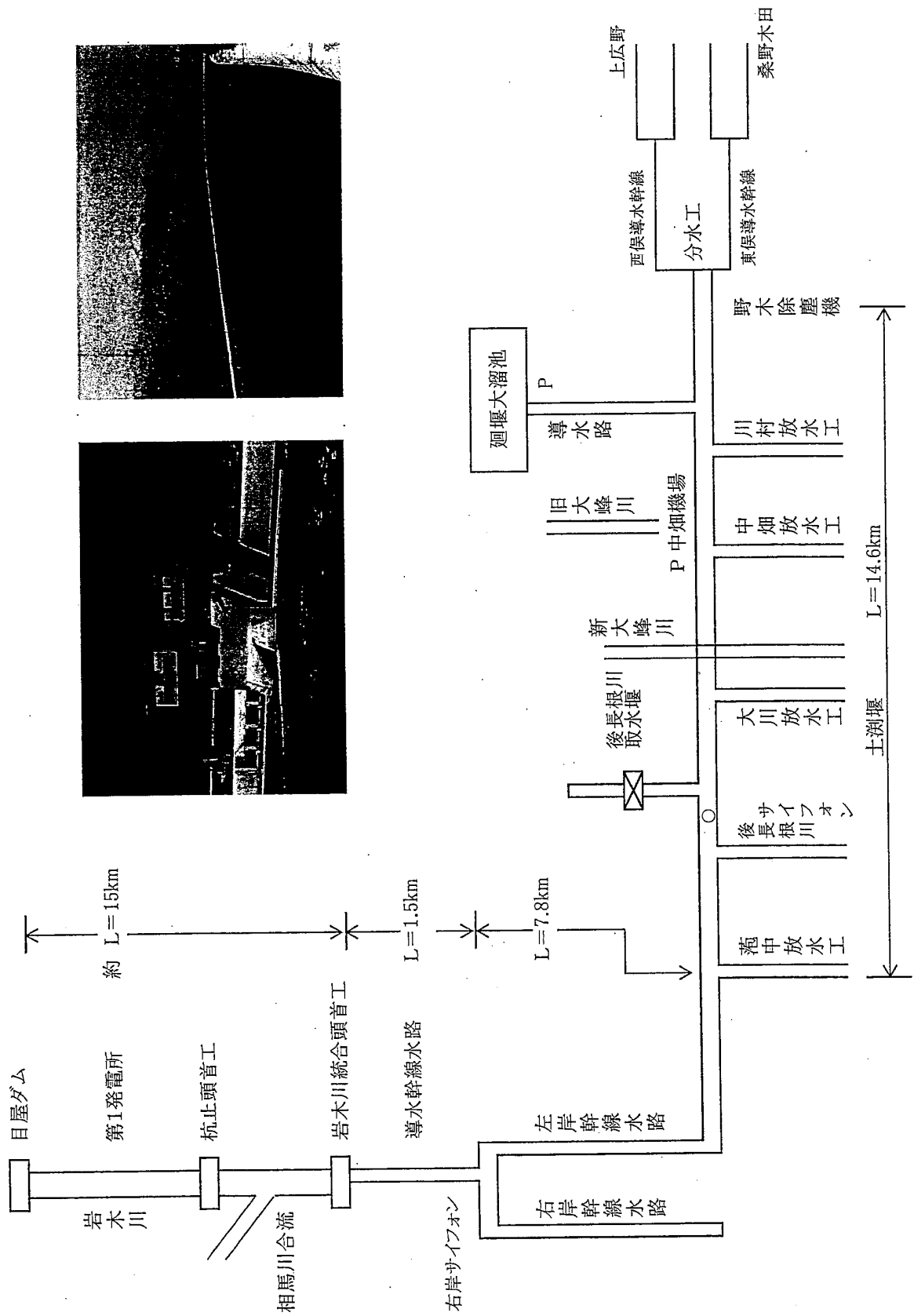
(2) 組織図



事務局機構



左岸幹線・土渕堰水路見取り図



平成25年度一般賦課金単価表

単位 10a当り：円

種 別		平成24年度	平成25年度		備 考
			金 額	対前年度比較	
経常費（一般事務経費）		2,400	2,400	0	
維持管理費	甲	2,600	2,600	0	
	乙	2,400	2,400	0	
	丙	2,100	2,100	0	
	丁	1,200	1,200	0	
県営津軽北部償還金		3,685	3,846	161	
国営津軽北部償還金		1,082	1,108	26	
国営十三湖償還金		476	469	△ 7	
県営岩木川左岸 償還金	用排水	912	859	△ 53	
	用 水	584	550	△ 34	
	排 水	328	309	△ 19	
	長前上堰 工 事	0	1,020	1,020	

平成25年度西津軽土地改良区に係る事業概要

区分	事業名	地区名	工期	総事業費 (千円)	平成25年度				負担率 (%)				改良区 負担額 (千円)
					工事費 (千円)	事務費 (千円)	事業費 (千円)	内容	国	県	市町村	改良区	
国営	かんがい排水事業	岩木川左岸二期	H14～25					分水工、用水路工	66.7	26.95	6.35	—	—
県営	かんがい排水事業	岩木川左岸(3期)	H20～26	4,525,000	400,000	—	—	用水路工、排水路工	50	30.73	10	西津軽9.134 堰0.136	36,536
		下車力排水機場	H10～		(管理費) 54,000	—	54,000	機場管理、施設補修					5,400
	基幹水利施設管理事業	砂山排水機場	H10～		(管理費) 13,200	—	13,200	機場管理、施設補修	(管理諸費、事務費は県で負担)				1,320
		稲垣排水機場	H18～		(管理費) 18,600	—	18,600	機場管理、施設補修	30	40	20	10	1,860
		生田排水機場	H18～		(管理費) 15,200	—	15,200	機場管理、施設補修					1,520
		平野排水機場	H18～		(管理費) 14,700	—	14,700	機場管理、施設補修					1,470
		西津軽	H22～26	411,050	73,196	—	73,196	施設の維持管理費助成	計画、推進 支援	50 50	— 25	—	支援事業 交付金 (56,331)
		岩木川左岸下流	H24～25	22,456	12,799	—	—	施設の操作、運転、点検 整備業務の技術習得等	60	20		20	2,559.8
	戸別所得補償実施円滑化 基盤整備事業	生田1号排水路	H24～26	71,000	27,700	—	27,700		50	29	8	13	3,601.0
		平滝2号排水機場	H24～26	106,000	47,900	—	47,900		50	29	10.5	10.5	5,029.5
団体営	農業体質強化基盤整備事業	岩木川左岸3期地区	H23～25		159,000		159,000		55	25		20	31,800
	土地改良施設 維持管理適正化事業	西津軽	S52～				40,300	用排水機整備	30	30	—	40	16,120

西津軽土地改良区の維持管理

○用水関係

原則として、幹線水路や機場などの基幹的施設は、土地改良区が維持管理し、末端水利施設は関係農家が夫役も含めて維持管理する。

しかし、末端地域の一部には水利調整員を配置して用水調整を行っている箇所や地区管理委員会を設けて、当該地区の用排水施設の維持管理を任せている地区もある。また、反復利用ポンプも約70箇所設置し、末端の水不足に対応している。（操作は関係農家が行い、電気料などの維持費は土地改良区が負う。）

さらに、溜池は溜池管理人を地元の推薦により委嘱し、用水調整や見廻りを行わせている。幹線水路や機場の状況は、用水管理センターで監視や操作、データ収集を行っている。かんがい期は職員3人一組で巡回パトロールをし、水路のゴミ処理は、地元業者に委託している。

そして、機場によっては、24時間運転のため管理人を配置している。

（農業用水の期間）

旧水利権 5月11日から9月3日まで（苗代期4／5～5／10）

暫定前倒し 5月 1日から（苗代期4／1～4／30）

変更水利権 5月 1日から9月5日まで

○排水関係

用水関係と同様、幹線水路や機場など基幹的施設は、土地改良区が維持管理し末端水利施設は、関係農家が夫役も含めて維持管理する。

上流部の基幹施設は用水管理センターで常時監視している。下流部に設置されている排水機場は、洪水時や融雪期の排水も行うために全て管理人が常駐している。（通年）

また、基幹的排水の浚渫、土砂揚げ及び草刈りは期間を定めて雇用する職員が、直営で改良区で所有している重機を使用して排除、処理する。

揚排水機場の管理状況

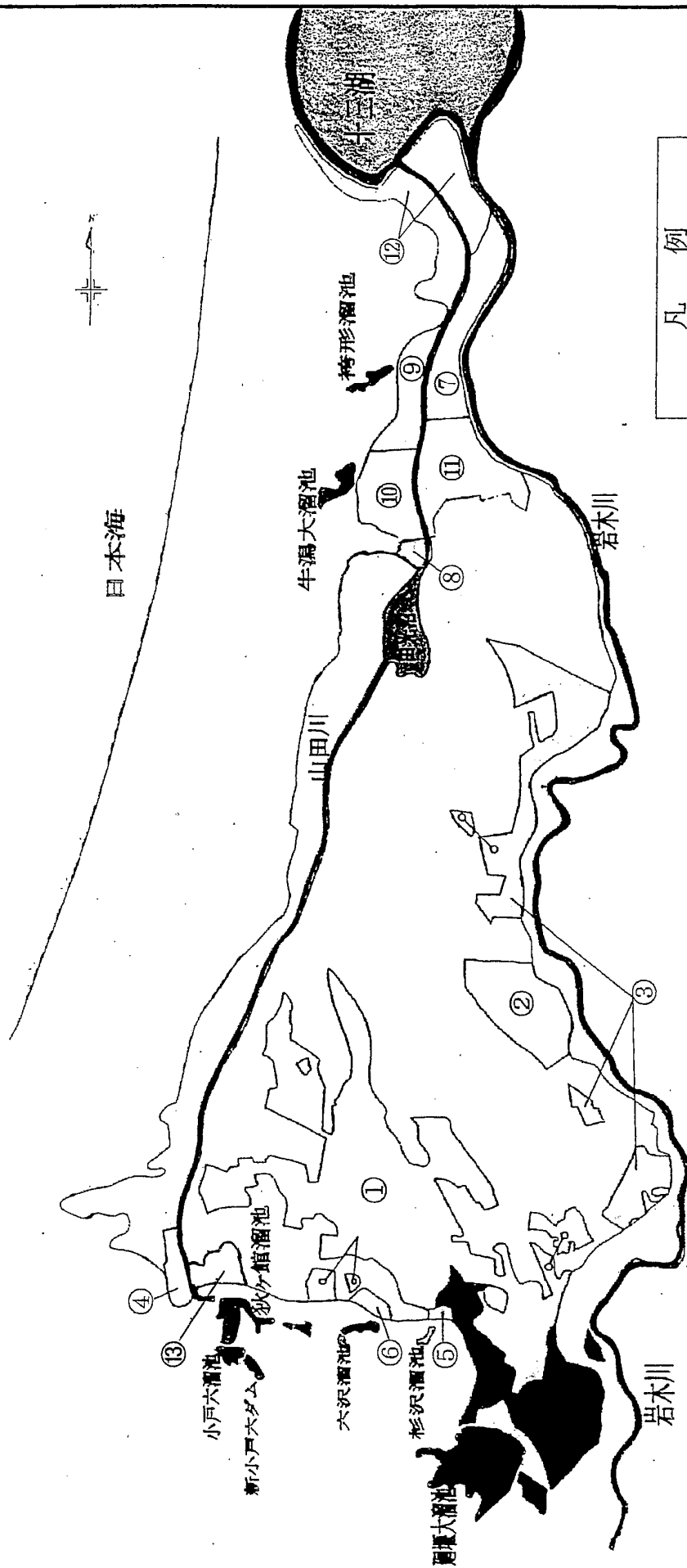
1. 施設数 67 機場（内 5 機場は基幹水利事業）
2. 用排水兼用の機場は 11 機場（排水専用 2 機場）
3. ①自然排水区域（海拔 3 m より上流） 約 6,000 ha
②機械排水区域 約 4,000 ha
4. ①承水路より上流は自然排水区域であり、下流部は機械排水区域である。
排水路が海水面下であるため、機械排水で対応している。
②排水機場は原則として通年運転である。
理由 越冬作物（麦、ニンニク、その他ビニールハウス栽培による花卉、野菜など）の作付けが増えたため。
③揚排水機場の年間電気料金は 5,500 万円～6,000 万円程度
④施設の管理人を 26 名雇用している。
⑤主要機場は用水管理センター（中央管理所）で運転状況を常に監視している。
そのための職員を 6 名配置している。

合併の歴史(昭和42年から現在)

年 号	西 暦	西津軽土地改良区	理事長名
昭和42年	1967	国営西津軽第2期事業着手、地区内の用排水改善始まる	伊藤藤吉
昭和43年	1968	国営西津軽(第1期)完了。土渕堰、廻堰大溜池、新小戸六ダム、山田川上流部の新設改良工事成る。国営附帯県営かんぱい事業着手	〃
昭和44年	1969	国営十三湖岩木川左岸工区完了 頭首工、制水門、ポンプ場7、用水路16,216m、排水路33,890m 新設工事	石田清治
昭和45年	1970	県営大規模ほ場整備事業着工	〃
昭和48年	1973	西津軽郡西俣堰土地改良区を吸収合併(S48.3.31)	〃
昭和51年	1976	西津軽郡大野堰土地改良区を吸収合併(S51.10.14)	〃
昭和54年	1979	稲新土地改良区を吸収合併(S54.3.15)	〃
〃	〃	狄ヶ館溜池土地改良区を吸収合併(S54.3.31)	〃
〃	〃	杉の沢土地改良区を吸収合併(S54.12.20)	〃
昭和55年	1980	国営西津軽第2期事業完了集中管理センターの新設築造	〃
昭和56年	1981	六沢溜池土地改良区を吸収合併(S56.6.2)	〃
〃	〃	県営防衛施設周辺民生安定施設整備事業着工	〃
昭和57年	1982	豊富土地改良区を吸収合併(57.5.6)	〃
〃	〃	国営津軽北部事業着手	〃
昭和58年	1983	下牛潟土地改良区を吸収合併(S59.3.15)	〃
昭和59年	1984	県営津軽北部事業着手	〃
昭和63年	1988	車力袴形溜池土地改良区を吸収合併(S63.10.12)	〃
〃	〃	国営附帯県営西津軽かんがい排水事業完了	〃
平成元年	1989	県営西津軽地区土地改良施設整備事業着手	〃
平成4年	1992	県営田光地区土地改良総合整備事業着手	〃
平成6年	1994	県営大規模ほ場整備事業完了	盛 貢
〃	〃	県営防衛施設周辺民生安定施設整備事業完了	〃
平成8年	1996	国営十三湖土地改良事業	〃
〃	〃	国営岩木川左岸かんがい排水事業着手	〃
〃	〃	附帯県営岩木川左岸かんがい排水事業着手	〃

平成8年	1996	国営造成施設管理体制整備促進事業実施	盛 貢
"	"	県営第2期西津軽地区基幹水利施設補修事業	"
平成10年	1998	牛潟大溜池土地改良区、下車力土地改良区を吸収合併 (H10.3.15)	"
"	"	県営十三湖地区基幹水利施設管理事業実施	"
平成11年	1999	県営緊急農地集積ほ場整備事業工事着手	"
平成14年	2002	県営第2西津軽地区基幹水利施設整備事業完了	"
"	"	国営岩木川左岸かんがい排水事業 (二期) 着手	"
平成15年	2003	県営第3西津軽地区基幹水利施設整備事業着手	"
平成16年	2004	県営緊急農地集積ほ場整備事業完了	"
平成17年	2005	富蒔土地改良区を吸収合併 (H17.4.8)	"
平成18年	2006	県営岩木川左岸地区基幹水利施設管理事業実施	"
平成19年	2007	農地・水・環境保全向上対策事業実施	"
平成20年	2008	国営岩木川左岸かんがい排水事業 (一期) 完了	"
平成21年	2009	県営岩木川左岸2期地区かんがい排水事業完了	"
平成22年	2010	県営第3西津軽地区ストックマネジメント事業完了	増田教正
平成23年	2011	県営岩木川左岸1期地区かんがい排水事業完了	"
平成24年	2012	小戸六溜池土地改良区を吸収合併 (H25.2.28)	"

西津軽土地改良区概要図



凡 例	
□	吸収合併した土政区
■	一部重複している土政区

西津軽土地改良区が吸収合併した土地改良区

番号	年月	土地改良区名	番号	年月	土地改良区名	番号	年月	土地改良区名
①	昭和48年 3月	西津軽郡西保堰	⑥	昭和56年 6月	六沢溜池	⑪	平成10年 2月	下車力
②	昭和51年10月	西津軽郡大野堰	⑦	昭和57年 5月	豊富	⑫	平成17年 3月	富泡
③	昭和54年 3月	稲新	⑧	昭和59年 3月	下牛瀨	⑬	平成25年 2月	小戸六
④	昭和54年 3月	鯉ヶ館溜池	⑨	昭和63年10月	車力袴形			
⑤	昭和54年12月	杉の沢	⑩	平成10年 2月	牛瀨大溜池			

土地改良区の統合整備

研修資料

西津軽土地改良区

○ 統合の方法及び時期

- 1、統合の方法 吸収合併 (平成25年2月28日)
- 2、統合の実施期間 平成22年度から平成24年度まで
合併までのスケジュール
 - イ) 平成22年度は、年4回の統合整備研究会及び
統合整備推進協議会を開催。
 - ロ) 平成23年度は、年4回の統合整備推進協議会を開催。
 - ハ) 平成24年度は、年4回の統合整備推進協議会を開催。

○ 統合の目的

- 1、同一水系の用水施設からの取水による農業用水の安定供給
(小戸六溜池に要請をして西津軽へ用水供給)
- 2、施設の維持管理方法の統一
- 3、重複賦課の解消
- 4、経常費の一本化により事務費の軽減
- 5、事務の繁雑化の解消

○ 実施結果

(1) 統合前後の状況

区分	土地改良区	地区 面積(ha)	組合員数	事業 概要	役員数		総代数	職員数
					理事	監事		
合併 前	西津軽 土地改良区	10,179.8	5,725	維持管理	11	3	70	29
	小戸六溜池 土地改良区	175	299	維持管理	15	4	-	1
	計	10,354.8	6,024		26	7	70	30
合併 後	西津軽 土地改良区	10,179.8	5,725	維持管理	11	3	70	29

○ 書類の引き継ぎ

統合に係る契約書、協定書及び統合前に小戸六溜池土地改良区が保有していた認可書類等について、合併後は協定締結により設置する管理組織が管理する。

○ 役員の任期及び定数

理事、監事、総代の任期及び定数は、西津軽土地改良区の組織機構に準ずる。

○ 財産の取り扱い

小戸六溜池土地改良区のすべての財産及び権利は、西津軽土地改良区が引き継ぐ。

○ 維持管理について

1、西津軽土地改良区の地区内にある土地改良施設のうち、合併前に西津軽土地改良区が維持管理を行ってきたものについては、西津軽の現行の維持管理体制を適用。

2、小戸六溜池土地改良区の地区内にある土地改良区施設のうち、合併前に西津軽土地改良区が直轄で維持管理を行ってきたもの以外については、新たに小戸六溜池用水調整委員会を設置して管理をする。

○ 統合の効果について

- 1、用水管理組織による適正管理により用水の安定供給が図られる。
- 2、同一水系に存在する用水施設を一体的に管理する。
- 3、経常費の一本化により事務費が軽減される。
- 4、重複組合員の手続きが解消される。

○ 経常費の賦課基準の調整

区分	土地改良区	経常賦課	
		事務費	維持管理
合併前	西津軽土地改良区	2,400	1,300
	小戸六溜池土地改良区	960	1,040
合併後	西津軽土地改良区	2,400	2,300

※④、千円単位は、

A.重複が解消される
という点。
・2地区に別々に入っていた
ものを、1つの納入額に
する。

○ これまでの経緯

- (1) 小戸六溜池土地改良区は、西津軽土地改良区の排水受益地内にあり、地区の大部分が重複しているため、二重賦課の状況にある。
- (2) 西津軽土地改良区では、設立以来、重複等関係土地改良区を順次吸収合併してきたが、その一環として、上記の状況にある小戸六溜池土地改良区とも、過去において、合併に係る話合いが何度か行われたが、いづれも 不調に終わり合併に至らず。

○ 青森県における合併の取組

昭和47年ころは203の土地改良区が青森県内には存在していましたが、農家の減少、高齢化の進行、農産物の価格低下など土地改良区を取り巻く情勢は大きく変貌した。

そのような中、平成11年7月16日に制定された「食料・農業・農村基本法」において同法には『国は基本理念の実現に資することができるよう、食料、農業及び農村に関する団体の効率的な再編整備につき必要な施策を講じるものとする』と規定されており、土地改良事業の実施及び土地改良施設の管理の主体である土地改良区が、その役割を効率的かつ十分に果たすことができるよう統合整備を通じた事業運営基盤の強化を促進する。また、土地改良制度の見直しを行う中で土地改良区が地域に果たす役割等についても見直しを行う。と規定されており、統合再編整備が推進され、合併90、解散53で現在83地区の土地改良区が存在する。

行程表

(株) 農協観光 観光庁長官登録旅行業第939号
秋田支店
秋田県秋田市八橋南2丁目10番16号
TEL 018-864-2588 FAX 018-864-2590
Email
一般社団法人日本旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者 石岡 知紀
担当者 藤本 宗記

北秋田市土地改良区統合整備推進協議会様

ご一行： 16名 (大人： 16)

コース名：青森 (鯨ヶ沢) 1泊2日

旅行日： 3月6日 (木) ~ 3月7日 (金)

旅行先：青森

日数： 1泊 2日

日数月日	行程	宿泊地
1 3/6 (木)	森吉土地改良区 → 合川土地改良区 → 鷹巣土地改良区 → 大館北IC → 10:40 09:00 09:20 09:40 10:40 見学・昼食 見学 浪岡IC → 立倭武多の館 → 西津軽土地改良区 → 鯨ヶ沢温泉 → 16:30 11:40 12:00/13:00 13:30/16:00 16:30 鮮魚の買物 ホテル → アウガ海鮮市場 → アスパム (昼食・買物) → 青森中央IC → 大館北IC → 鷹巣土地改良区 → 15:25 09:00 10:45/11:30 11:40/13:00 13:15 14:30 15:25 合川土地改良区 → 森吉土地改良区 → 16:00 15:45 16:00	鯨ヶ沢 水軍の宿 夕 0173-72-6511
2 3/7 (金)		朝屋

記入例 バス = J R レンタカー/マイカー = タクシー = 航空 = 船舶 = 私鉄 = 徒歩..... ケーブル 索道

メモ：

この行程表は 2014/03/03 現在の予定であり、天候・交通事情またはその他の理由により変更になることもございますので予めご了承ください。

担当者：藤本 宗記

作成日：2014/02/21

更新日：2014/03/03

ツアーコード：

No. 14346

編集後記

本記念誌の準備作業は、平成 27 年の出来秋から始め、まずは、当時の関係 4 土地改良区の役職員へのインタビューと、北秋田市を代表する農山村地域の風景の撮影に着手した。

年が明けて平成 28 年 1 月 20 日、合併認可書が佐藤博北秋田地域振興局長から成田光弘理事長に交付された頃より、今回の合併に至る協議経過を雄弁に物語る記録をレガシーとしてしっかりと後世に伝えられるよう、記念誌の素材となるアーカイブ資料を渉猟し、過去の新聞記事やパンフレット、統合整備研究会・同推進協議会の議事録など、掲載資料の取捨選択を行った。第 1 稿の作成は平成 28 年 2 月下旬に行い、その後、3 月上旬から中旬にかけて編集作業と原稿ゲラの推敲を経て 3 月末に発行の運びとなったものである。

本誌の発行目的は、北秋田市土地改良区の合併に至るまでに多くの時間と労力を惜しみなく傾注してくださった関係者の皆様の御努力を顕彰するとともに、これから合併協議を開始又は現在進行中の他地区に対してモデル事例として活用できることを意図したものである。

新生北秋田市土地改良区の運営が、スケールメリットの発現により合併前に比べ一層強化され、組合員の皆様へのサービス水準と水利施設等の維持管理レベルの向上が、近い将来に必ずや実現されることを祈念し、編集後記の言葉といたします。今まで本合併の取組に携わってくださった全ての皆様に、衷心より深甚なる感謝の念を捧げさせていただきます。

[平成 28 年 3 月 10 日 石井記]

【編集委員名簿】

所 属	役 職	氏 名
北秋田市土地改良区	(旧)北秋田市鷹巣土地改良区事務局長(兼)会計主任	山内 幸雄
	(旧)北秋田市鷹巣土地改良区元会計主任	佐藤 年幸
	(旧)北秋田市鷹巣土地改良区管理責任者	成田 敏之
	(旧)北秋田市鷹巣土地改良区書記	宮野 尚法
	(旧)北秋田市鷹巣土地改良区職員	石川 みゆき
	(旧)合川町土地改良区職員	齋藤 真澄
	(旧)合川町土地改良区職員	杉渕 友紀
	(旧)合川町土地改良区臨時職員	藤嶋 明子
	(旧)森吉町土地改良区職員	宮野 明美
	(旧)森吉町土地改良区職員	菅原 千愛美
	(旧)北秋田市綴子土地改良区事務統括	三澤 民男
	(旧)北秋田市綴子土地改良区庶務責任者	佐藤 則子
	(旧)北秋田市綴子土地改良区事務担当	三沢 諭司
秋田県土地改良事業団体連合会	北事務所長	佐藤 求
北秋田市産業部	部長	九嶋 巧
	農林課長	工藤 清隆
	農業振興係主幹(兼)係長	上杉 実
	元農業振興係主査	久留嶋 喜経
	農業振興係主査	高橋 晃
北秋田地域振興局農林部	農村整備課長	石井 公人
	農村整備課元管理班副主幹(兼)班長	工藤 淳
	農村整備課管理班副主幹(兼)班長	大石 勝
	農村整備課管理班主査	藤原 久志
	農村整備課管理班主事	山岡 浩樹
	農村整備課管理班主事	佐々木 昌悟
	農村整備課臨時職員	藤澤 美沙季
		26 名

北秋田の水と農地、地域を 守るのは、わたしたちです！

